解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年四月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日

富山県氷見市万尾八一〇番地の二

医療法人社団積良医院

清算人　積良　岳

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日

大阪府堺市中区東山一〇八番地の三

農事組合法人平井農事組合

清算人　西尾　清

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年三月二十九日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月一日

熊本県水俣市陣内一丁目一番一号

清算法人水俣土地改良区

清算人代表　福山　幹雄

配当公告

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一〇五五番地の九　破産者　財団法人湯浅町開発公社

右の者に対する和歌山地方裁判所平成二十五年(フ)第二三七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四二六、〇九九、四五三円

一、配当することのできる金額

金八、七六七、六五三円

平成二十八年六月一日

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所

破産管財人　弁護士　阪本　康文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区平岡九条三丁目一一番、最後の住所札幌市白石区川下五条四丁目三番一九号　被相続人　亡　大石　博美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　章司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市鬼柳町川原小屋二三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　及川　道枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号新町ビル二階日高法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日髙　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市下桑島町五二六番地、最後の住所栃木県宇都宮市上籠谷町八五〇番地　被相続人　亡　竹井　ミネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号　オノセビル五階

相続財産管理人　小野　真一

平成二十八年六月一日

和歌山県和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所

破産管財人　弁護士　阪本　康文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区平岡九条三丁目一一番、最後の住所札幌市白石区川下五条四丁目三番一九号　被相続人　亡　大石　博美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

札幌市中央区南一条西九丁目第2北海ビル三階　堀江・大崎・綱森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　章司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市鬼柳町川原小屋二三番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　及川　道枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

岩手県北上市本通り一丁目七番一二号新町ビル二階日高法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日髙　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市下桑島町五二六番地、最後の住所栃木県宇都宮市上籠谷町八五〇番地　被相続人　亡　竹井　ミネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号　オノセビル五階

相続財産管理人　小野　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市代官町二一二五番地、最後の住所群馬県館林市大街道三丁目一五番一三号　被相続人　亡　栗原　みや

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

群馬県館林市代官町一〇番二九号

相続財産管理人　平野めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区相模台二丁目四七〇九番地、最後の住所埼玉県狭山市狭山台二丁目一番地二―一五―五〇五　被相続人　亡　杉崎　吉久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

埼玉県鶴ヶ島市藤金八五〇番地七一田口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田口　博章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市五稜郭町一五五番地、最後の住所埼玉県川口市差間二丁目六番五〇―一一〇二号サンシティ東川口　被相続人　亡　柿本　光也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

埼玉県久喜市久喜中央一―五―三〇シンコービル二階弁護士法人かなえ法律事務所

久喜事務所

相続財産管理人　弁護士　杉原　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市小渕三六五番地六、最後の住所埼玉県春日部市梅田二丁目一〇番三〇号　被相続人　亡　津田　恵太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号獨協地域と子ども法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野村　武司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県白井市桜台三丁目一番、最後の住所千葉県白井市桜台三丁目一番二棟四〇四号　被相続人　亡　野々下浩治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号北野京葉ビル八階　真田綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧野　宏信

第47期決算公告

平成28年6月1日

札幌市豊平区月寒東4条8丁目6番5号

札幌日信電子株式会社

代表取締役社長　宍戸　謙二

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,154,582	流動負債	522,626
固定資産	354,208	（賞与引当金）	(81,000)
有形固定資産	255,301	固定負債	66,461
無形固定資産	1,911	**負債合計**	**589,087**
投資その他の資産	96,996	株主資本	919,703
		資本金	30,000
		資本剰余金	889,703
		利益剰余金	7,500
		その他利益剰余金	882,203
		（うち当期純利益）	(98,446)
		純資産合計	**919,703**
資産合計	1,508,790	**負債・純資産合計**	1,508,790